

みせ税理士
の

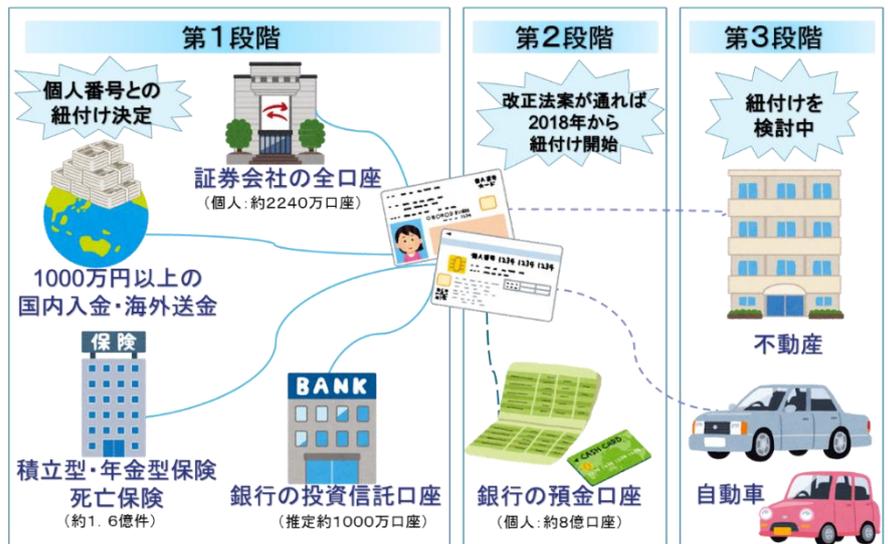
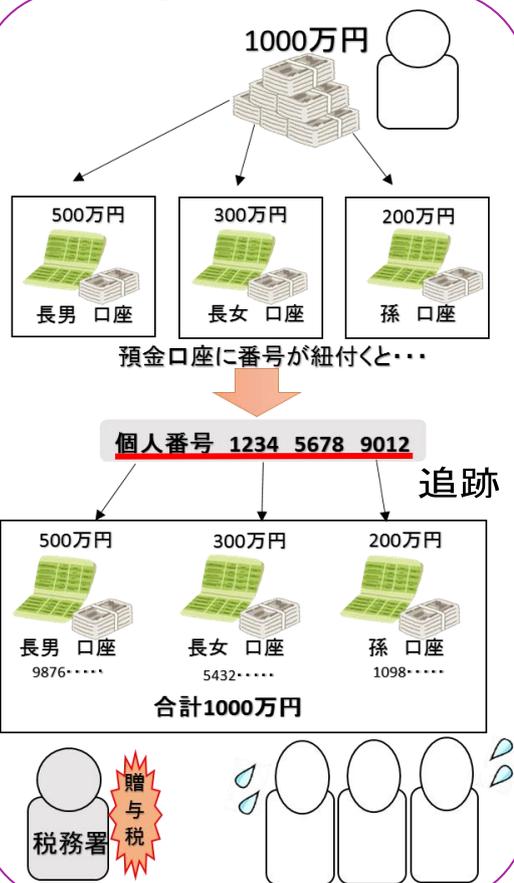
相続相談手帖 第18話

Q 私（仮名：鈴木大介）は相続税の節税に備えて、毎年子と孫の5名に各110万円の現金贈与を行っています。最近、新聞報道でマイナンバー制度の導入に向けての報道がなされており、10月から私たち一人一人にマイナンバー通知が始まると聞きます。導入当初は、社会保障や税、災害時などに使われる予定と書いています。活用方法の一つ税金に関する事項がありましたが、**特に相続税とマイナンバーの関係について注意しておくことがあれば教えてください。**

A 政府は番号（マイナンバー）制度により、社会保障や税金に関する最低限の行政手続きに利用すると言われてしています。さらに、ゆくゆくは国民の理解を得ながら世の中に浸透させていき、その他の行政手続きや民間利用まで範囲を広げ利便性？を高めることを目標としています。（図解①参照）

図解①

徴税強化



しかし、ここで注意しておきたいことは、将来的にマイナンバーと預金口座の紐付けで、「**贈与税逃れ**」の追跡が比較的容易になることです。

例えば、長男・長女・お孫さん名義の通帳に500万、300万、200万と入れておくと、贈与税として申告漏れが指摘される可能性が出てきます。

鈴木さんの場合は、毎年非課税枠の範囲内で贈与されており、特に問題はありませんが、今一度、しっかり贈与の証拠を残しているかどうかの確認をお願いします。（相談手帖 第12話参照）

お問合せ先: 税理士法人あおば 資産税担当 税理士 三瀬 義男
 大阪市西区立売堀1丁目1番1号 立売堀1番館4F
 TEL: 0120-985-556 URL: www.aoba-atm.com/

セカンド・オピニオン
受付中